

## 第4回長崎家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成17年7月14日（木）午後1時30分から午後3時10分まで

### 2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

落合俊和，白石利市，田川安浩，中村尚達，野崎彌純，藤野美保，本田貞勝，安永武央，山口康子，若杉實（五十音順，敬称略）

（庶務）

総務課長

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 新任委員紹介

#### (4) 協議

家庭裁判所の利用者に対するアンケート調査の結果について

庶務から，別添の「アンケート実施結果」に基づいて，家庭裁判所の利用者に対するアンケート調査の結果について報告した後，意見交換が行われた。

（出された意見の要旨 以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，◇：庶務等で略記する。）

○ アンケート調査は，今回で終わるつもりなのか，それとも継続して実施する予定なのか。今回は4月下旬から6月中旬まで実施しているが，一年を通して見ると，時期によって調査結果に差が出ることはないのか。また，来庁者何人のうち何人がアンケート用紙を取って，何人がそれに回答したのかといったアンケート調査の背景となる来庁者の総数が分からないのが気になる。アンケートの回収率（45.3パーセント）が，統計学的にどれくらいの意味があるのかについても知りたい。

◎ 今後の予定については，現段階では未定である。アンケート調査を実施する前に，当委員会の中でも，継続して実施したらどうかという意見が出されたが，結論的にはとりあえず2か月間実施してみようということになって実施したものである。また，来庁者の総数については，日ごろから来庁者をカウントしているわけではないので，調査するのは困難ではないかと考える。

○ 私の職場でも時々アンケート調査を行うが，どれくらいの人に応じてくれているのかはわからない。ただ，アンケートの回答が少ないから意見としてあまり効果がないという見方はしない方がよい。アンケートの回収率は，高いこともあれば低いこともあるという程度に考えればよいのではないか。

- ◎ 今回のアンケート調査についても、最初はアンケート用紙を置いて任意に投函してもらうという方式を採っていたが、1か月が経過した時点で余りにも回収率が低かったことから、受付等の担当者からアンケート調査の協力依頼を行うことにした。その結果、少しは回収率が上がったが、それでも50パーセントには達しなかった。
- 報道機関が行う世論調査は、基本的に面接調査によって行うが、それでも回答率は大体60パーセントくらいである。ただし、最近は個人情報保護法が施行されたこともあり、50パーセントを切るかどうかというところまで下がってきているという話もある。私としては、今回のアンケート調査では、予想以上に回答してもらっているのではないかと感じている。アンケート調査期間の前半がそうであったように、こちらから何にも働きかけをしなければなかなか回答してもらえないというのが普通一般である。職員による声掛けをするようにしたら、これだけアンケートを回収することができたというのであるから、私としては、ある程度所期の目的を達成した数字なのではないかと考えている。裁判所に対する御意見欄にも、ずいぶん参考になるものがあるので、これが裁判所を改善する良い機会になればよいと思う。
- 私もアンケートの回収率としては、悪くない数字ではないかと思っている。ただ、やはり来庁者の総数が分かった上で、回収率がどうかという話をしないと、回収されたアンケートの数が、全来庁者数から見て多かったのか少なかったのか等の判断が付きかねる。
- 以前、当委員会でも来庁者についての話があり、正確な人数は分からないが、相談だけでも1日に20人くらいの来庁者があるという説明があったと思う。そうすると、アンケートを実施した約2か月の間に少なくとも1,000人近くの来庁者がいたことになるが、その中で回収されたアンケートが53枚というのは、統計が取れる妥当な数値と考えてよいのか判断がしにくい。来庁者の総数が分からないと、利用者の便を図るといっても、どれくらいの方がアンケートに記載されているような要望を持っているのか明らかにしにくいのではないかという気がする。
- ◎ 調停のような事件関係で来庁した人ならばある程度の人数は分かるが、申立てのために受付に来た人等は、その場でカウントしておかないと後から調査するのは難しい。しかも、そのような人の数が多いとなると、全体の来庁者数は把握しにくいということになる。
- 来庁者数を毎日調査するのではなく、何日か日にちを決めて調査すれば、1日の来庁者数は推定されるのではないか。アンケートそのものが大雑把なものなのであるから、おおまかな来庁者数が分かるだけでもよいのではないか。また、背景としての長崎家裁の管轄地域の人口についても調べてみるのもよいと思う。
- ところで、アンケートで、「玄関先の喫煙場所を変えるべきである。」、「玄関口での喫煙は見苦しい。」との意見が出されているが、裁判所としては、喫煙場所について今度どのようにしようと考えているのか。
- ◇ いわゆる健康増進法が施行されたのに伴い、長崎家裁においても庁舎内においては全面禁煙とした。その際、喫煙者のための喫煙場所を庁舎内の一区画を区分して確保することができないか検討したが、予算上の問題もあり、結果的に庁舎外に喫煙場所を設けざるをえなか

った。また、庁舎外の設置場所についても、当庁は敷地が狭く、防火対策上の問題もあることから、現在の場所に設けることになったが、これについては常に問題意識を持っているところである。

- 県庁では、事務室内は禁煙とし、喫煙者のために廊下の一角を遮断して換気口の付いた喫煙ルームを設けている。
- 市役所では、市民に対するものと職員に対するものといった二段構えで喫煙対策を行っている。市民に対しては、庁舎1階市民課のある所にパーティションを立てて喫煙室としており、職員に対しては、別に喫煙コーナーを設けている。
- 私の大学では、学生については以前から禁煙としていたが、昨年の秋から教職員を含めてキャンパス内を全面禁煙にした。全面禁煙に踏み切るまでは抵抗もあったが、実施してみれば意外と徹底することができた。学校側の姿勢に学生達も納得し、教職員についても思っていたより対応がスムーズに行え、大きな問題も起こらなかった。
- 裁判所のように不特定多数の人が出入りする場所は、間接喫煙による被害にも考慮しなければならず、今後かなり厳しくなっていくのではないかと思う。喫煙者が煙草をやめるのは難しいことだと思うが、国も禁煙の方向に向かっているのであるから、裁判所のような公的機関が手本を示すべきではないかと思う。
- 私も、職員が庁舎外で喫煙している姿を見て、市民はどのような思いを持つだろうかと以前から気になっていた。現在のような庁舎外ではなく、庁舎内に職員が喫煙できるような場所を設けた方がよいのではないか。
- ◇ 喫煙場所については、事務局としても今後検討していきたいと考えている。
- アンケートの中に、「調停期日の呼出状が個人名で送付されて来たので、金融会社のダイレクトメールと間違えて捨てる場所だった。」という意見があるが、一目見て裁判所からの郵便であることが分かるように、封筒のデザインや色を変えたらよいのではなからうか。
- ◇ 裁判所においても通常は庁名入りの封筒を使用しているが、当事者の中には、裁判所から郵便が来たことを他人に知られたくないという人もいるので、プライバシー保護のため、裁判所からの郵便であることが分からないように庁名の入っていない封筒に担当書記官の名前のみを記載して送付することがある。
- 新聞協会では、封筒の色をグリーンにして他の郵便物との差別化を図っている。しかし、裁判所から郵便が来たことがわからない方がよい場合があるというのであれば、このような措置は執らない方がよいのではないか。
- また、「調停での待ち時間があまりにも長い。」との意見も出されているが、調停事件の場合、申立人と相手方は時間をずらして呼び出しているのではないのか。
- ◇ 調停事件では、基本的に申立人と相手方を同じ時刻に呼び出している。ただし、その際、まず申立人の話を聞き、次に相手方の話を聞くので、「しばらくお待ちください」という説明をしているし、なるべく待たせないように努力している。
- 待っている間に何か気持ちがそれるようなもの、例えば待合室に雑誌が置いてあるなどし

てあればよいが、待たされる者にとって、待ち時間は長く感じるものである。裁判所の庁舎内においても来庁者の気持ちを和ませるためにBGMを流すようにしたとのことだが、それも待っている人の気持ちをそらす良い方法だと思う。

- 私は、この1年の間に長崎家裁の状況もだいぶ変わったのではないかという印象を持っている。確かに、第1回目の調停期日で、相手方に対し、最初に申立人から話を聞くので、「しばらくお待ちください」といった説明がなされるようになったが、以前はそのような説明はほとんどなかった。また、待ち時間そのものも短くなった。ただし、これは本庁について言えることで、管内においては、まだ長時間待たされることがあるので、調停委員に対する研修の機会等に是非この話をしていただきたい。
- そういう意味では、家庭裁判所委員会ができたことや、アンケート調査が実施されたことが、家庭裁判所の職員の意識にも影響を与えているのではなかろうか。
- ◎ アンケートの中に、「トイレの水道を自動にすべきである。」との意見が出されているが、トイレの水道（手洗）の自動化は、時代の趨勢なのだろうか。
- 時代の趨勢は、自動化の方向に向かっているのではなかろうか。いわゆる不潔恐怖症と呼ばれる人が10人から20人に1人くらいの割合でいることから、衛生面の問題でトイレの水道についても自動化を求める声が上がってもくるであろう。
- 公共施設のトイレには、温水洗浄便座もあまり整備されていないが、これから先の公共施設は温水洗浄便座の設置も検討していく必要があるのではないか。トイレの水道の自動化は、衛生面の問題からだけでなく、節水対策としても整備が求められていると思う。トイレ事情は、今後徐々に変わっていくのではないか。
- ◎ 他に意見がないようなので、アンケート調査の結果報告について、意見をまとめたい。当委員会としては、施設面に関する要望については、予算の許す限り再度検討してほしい、職員の応接態度については、アンケートの意見を参考にして、研修等の機会を利用して活用してほしいという意見を長崎家庭裁判所に提言するということでよいか。

(特に意見なし)

(5) 次回の予定

ア 日程

平成18年1月26日(木)午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成17年7月14日現在

長崎地方検察庁検事正	落 合 俊 和
長崎市市民生活部自治振興課職員	白 石 利 市
長崎県精神科病院協会会長	
医療法人友愛会理事長	田 川 安 浩
長崎県弁護士会所属弁護士	中 村 尚 達
長崎家庭裁判所長	野 崎 彌 純
長崎県商工労働部職業能力開発課長	藤 野 美 保
長崎新聞社取締役論説委員長	本 田 貞 勝
長崎家庭裁判所裁判官	安 永 武 央
長崎純心大学人文学部教授	山 口 康 子
社団法人成年後見センター・ リーガルサポート長崎支部会員	
長崎県司法書士会所属司法書士	若 杉 實